



茨城県

新型コロナウイルス感染症対策に 係る緊急要望書

令和4年6月2日

茨 城 県

要 望 書

本県では、新型コロナウイルス感染症への対応に当たり、感染拡大防止に加えて社会経済活動との両立を図ることが極めて重要であるとの認識から、令和2年5月に「茨城版コロナNext」として独自の対策指針を策定して以来およそ2年間、病床稼働率などの客観的な指標を用いて、現状と対策を4つのステージに分類して示すことにより、「政策決定プロセスの透明性」を確保し、県民や事業者に対する安心・信頼性を担保してまいりました。

また、「まん延防止等重点措置」及び「緊急事態宣言」の発令に先んじて、県独自に、直近1週間における新規陽性者数（日平均）が人口1万人当たり1.5人以上となった市町村を「感染拡大市町村」に指定し、不要不急の外出自粛や、飲食店の営業時間短縮を要請するなど、迅速かつピンポイントの対策を講じることにより、感染拡大の防止とともに、社会経済活動へのダメージの抑制を図ってまいりました。

さらに、高い感染力と重症化しやすい特性を持つデルタ株などの脅威にさらされた「第5波」においては、医療崩壊を食い止めるべく、「緊急事態宣言」等に上乘せして、県独自の「非常事態宣言」を発令し、「外食は控えテイクアウトに」や「全ての商業施設の入場制限（通常時の2分の1）」など、分かりやすいメッセージによる強い要請を行うとともに、非常に高い感染力を持つ一方、重症化しにくいオミクロン株による年明けの「第6波」においては、濃厚接触者の待機期間短縮や、小学校等のリモート学習の実施など、県内の感染状況や変異株の特性を踏まえた対策を講じてきたところです。

現在、本県の感染状況は落ち着きを見せておりますが、国の基本的対処方針においては、飲食店の営業時間短縮等の対策が必須とされており、今後は、地域の感染状況や流行する変異株の特性などに応じて、より効果的な対策を講じていく必要があるほか、新たに開始した4回目のワクチン追加接種への対応、落ち込んだ観光需要の回復など、いまだ多くの課題がございます。

医師不足が顕著な本県においては、医療体制への負荷増大は医療崩壊につながるリスクが極めて高いことから、今後も各種対応の強化や、県民生活及び県民経済を守るための様々な方策を検討しているところですが、より実効性のある取組とするため、下記事項について要望いたします。

令和4年6月2日

茨城県知事 大井川 和彦

記

I 感染拡大防止と社会経済活動との両立に向けた体制整備

- これまでの対策等の検証を踏まえた対処方針の見直し等 （内閣官房）
 - ・ 現在、政府において行われている、これまでの感染症対策に係る検証の結果等を踏まえ、科学的根拠に基づく具体的かつ多様な対策について、地域の感染状況に応じた効果的な選択が可能となるよう、基本的対処方針を見直すこと。
 - ・ 併せて、感染拡大期における社会経済活動の維持に向けた制限緩和等が可能となるよう、現在、原則停止されている「ワクチン・検査パッケージ制度」に係る再開に向けた制度見直し等の検討を行い、国としての新たな方針を示すこと。

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財政措置 （総務省、内閣府）
 - ・ 今後、地方において新型コロナウイルス感染症対策や経済雇用対策を実施するうえで必要となる財政需要について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の飛躍的な増額を行うなど、確実に地方財政措置を講じること。
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、今後の感染状況も踏まえ、令和4年度予備費で措置された原油価格・物価高騰対応分の留保分について、早急に配分すること。さらに、必要に応じた予備費の活用も含め、交付金の増額を機動的に行うほか、令和4年度予算に計上される国庫補助事業等に係る地方負担額についても交付対象とするなど、財政措置を十分に行い、確実な地方財政措置を講じること。
 - ・ 併せて、地域の実情に応じた事業を実施できるよう、基金への積立て要件の弾力化や事業期間の延長、繰越手続きの簡略化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、自由度の高い柔軟な制度とすること。
 - ・ さらに、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、引き続き、減収補てん債の対象に地方消費税を始めとした税目を追加するなど、対策を講じること。

Ⅱ 感染拡大防止のための医療提供体制等の整備

○ 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施 (厚生労働省)

- ・ 国民が納得して接種できるよう、追加接種の必要性や、新種株に対するワクチンの有効性、交接種の有効性や安全性について、国が前面に立ち、端的にわかりやすい情報発信を引き続き積極的に行うこと。
- ・ 接種を希望する全ての者が接種可能な量のワクチンについて、迅速かつ確実に確保・供給すること。
- ・ ワクチン接種に係る方針やスケジュールを示す際には、事前に自治体と情報共有を図り、接種体制の構築に必要な準備期間を十分に確保すること。
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費については、接種が進む中で生じた課題に対して的確に対応できるよう、引き続き、執行時期などの条件をつけずに、地域の実情に応じて幅広く補助対象経費を認め、接種に関して必要となる費用については国が全額補助すること。
- ・ 早期に真の接種終了を実現するためには、市町村が直面する課題を的確に把握し、具体的な対策を迅速に実施することが極めて重要であることから、国は、自治体のワクチン接種が遅れる要因を丁寧に汲み取り、把握した課題に具体的に対応する支援を実施することに力を入れること。

○ 検査体制の拡充 (厚生労働省)

- ・ 第6波を超える規模の感染拡大にも対応できるよう、診療や無料検査等に必要となるPCR検査等の試薬や抗原検査キットの安定供給に向けて、引き続き対策を講じること。
- ・ 薬局等における感染拡大傾向時の一般検査事業に要する費用については、全額国が負担すること。
- ・ 抗原検査キットの使用が原則となっているワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業においては、地域の検査能力等を踏まえてPCR検査を広く利用可能とすることや、検査対象者を地域の実情や感染状況を踏まえて県が柔軟に判断できる仕組みとするとともに、事業期間を延長すること。

○ 医療機関への財政的支援 (厚生労働省)

- ・新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関が必要な医療提供体制を整備できるよう、緊急包括支援交付金の拡充及び柔軟な運用を行うこと。
- ・医療機関においては、受診控え等により、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず減収が生じていることから、診療報酬や補助等のさらなる財政支援を行うこと。

○ 医療提供体制の確保 (厚生労働省)

- ・新型コロナウイルスなどの新たな感染症の患者が急増した場合でも適切な医療が提供できるよう、国において、主体的に医師派遣を行うこと。その際、地域の医療提供体制に支障が生じないように、医師少数県に十分配慮すること。

○ 感染防御資機材の供給 (厚生労働省、警察庁)

- ・医療機関、宿泊療養施設が感染防御のために必要とする資機材を、引き続き、国の責任において調達・供給するとともに、市場流通の適正化を図ること。
- ・各種警察活動における感染防御及び感染拡大防止のための物資を供給すること。また、警察学校炊食浴棟等の国費施設については、感染リスク低減に配慮した改修を行うこと。

Ⅲ 社会経済活動の維持・回復

○ 雇用調整助成金等の特例措置の見直し (厚生労働省)

- ・コロナ禍の長期化が及ぼす影響により、雇用情勢は大変厳しい状況にあることから、雇用調整助成金等について、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の支援を行うとともに、安定的な財源を確実に確保し、特例期間を延長すること。
- ・今後、雇用調整助成金等の特例措置の内容や期間を見直す際には、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、自治体の意見を十分聞いた上で行うこと。

○ **小学校休業等対応助成金・支援金制度の充実・見直し** (厚生労働省)

- ・ 小学校の臨時休業や子供の感染等の際に、保護者が安心して休暇を取得できるよう、小学校休業等対応助成金・支援金については、助成内容の維持と期間延長を行い、制度の更なる周知や相談体制の充実、個人申請の手続きの簡素化、給付の迅速化を図るとともに、事業者に対し、助成金の活用を強力に働きかけること。

○ **生活福祉資金特例貸付に係る原資積み増し** (厚生労働省)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった世帯の生活の安定を図るため、令和2年3月から全額国費により、生活福祉資金貸付制度の要件を緩和する特例措置が設けられているところだが、累次に渡る特例措置の受付期間延長等により貸付申込みが増大し、貸付原資のほか、貸付に係る事務費、債権管理に係る事務費の増加が見込まれる状況となっている。
- ・ 貸付業務と今後の債権管理の円滑な遂行及び実施主体である県社会福祉協議会の負担軽減を図るため、貸付原資並びに貸付及び債権管理に係る事務費の積み増しのための財政措置を、適切な時期に確実に行うこと。

○ **地域交通の維持・確保に向けた支援** (国土交通省)

- ・ 長期化する新型コロナウイルス感染症に伴う人々の行動変容の顕在化により、利用者のさらなる減少を招き、鉄道・バス・タクシー・自動車運転代行といった交通事業者等の経営基盤は一段と深刻な状況となっていることから、地域の交通事業者等が今後も感染拡大防止を図りながら、継続的に地域住民の移動手段を維持・確保し、地域経済の発展・成長を支えていけるよう、各事業者の減収分を補填する新たな補助金制度の構築や、既存補助事業の補助率の嵩上げなど、経営支援に資する財政支援を図ること。

○ **観光需要喚起策** (国土交通省)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の長期化を見据え、継続的な観光需要喚起策の実施や、地方に自由度の高い財政支援を講じるとともに、「GoToトラベル事業」等の県域を超える広域的な人流を伴う観光需要喚起策の実施

にあたっては、観光事業者・旅行者双方にとってわかりやすく、利用しやすい制度設計とすること。

- ・国が実施する「GoTo トラベル事業」について、事業の再開時期や割引内容等の情報発信を迅速に行うこと。また、感染が拡大した場合の事業の停止基準を明確にし、事業を停止する場合は、既存予約分は割引対象とするとともに、予約のキャンセル料は補填するなど、事業者・旅行者双方に負担とならないような制度設計とすること。
- ・「GoTo トラベル事業」については国による実施の後に、各都道府県で実施する予定となっているが、各都道府県で実施する場合に、割引内容や利用条件が都道府県ごとに異なると、事業者・旅行者双方に混乱を招くことから、国において統一したルールを定めること。
- ・インバウンドの需要回復に向けては、今後の感染状況等を見極めつつ、国を挙げた強力な誘客プロモーションを展開することにより、地方への誘客を促進すること。

○ 国際航空便の運航再開の検討及び水際対策の徹底

(厚生労働省、国土交通省、財務省、農林水産省、法務省)

- ・現在、検疫能力等の条件が整った6空港のみに限定されている外国人の入国について、受入れ拡大に向け、地方空港における国際線の運航再開を早急に検討すること。
- ・運航再開に当たっては、検疫をはじめとする空港関係者と十分な調整を行った上で、国の責任において、地方空港の実情も踏まえた必要な水際対策の体制を整えること。

○ 国際クルーズ船の受入に向けた取組

(国土交通省)

- ・国際クルーズ船の受入に向け、ガイドラインの早期整備を図ること。